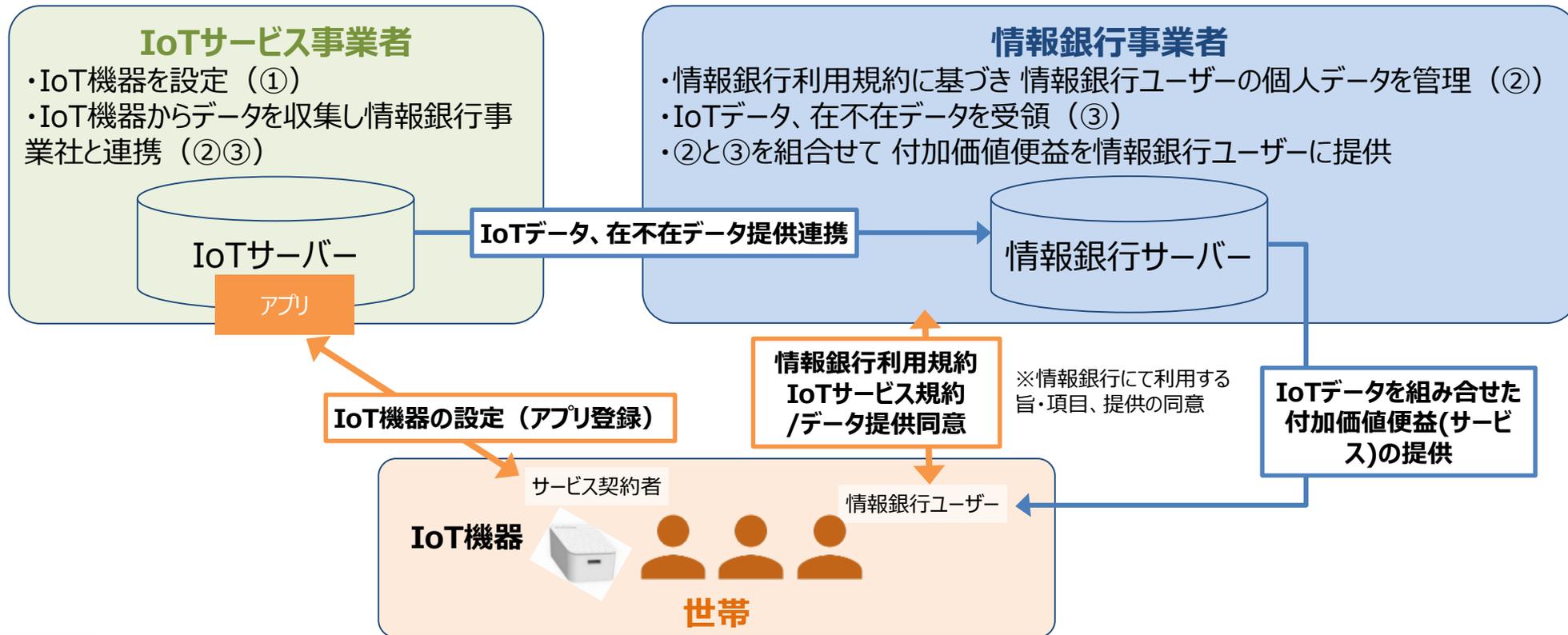


IoT機器から取得されるデータの利用について

IoT機器から取得されるデータの利用に係る課題

IoT機器から取得されるデータの活用例



課題

家庭に設置済のIoT機器から取得されるデータを情報銀行で利用する場合、

- ① かかるデータは世帯の複数の構成員の情報という性質を持つが、**IoT機器から取得されるデータの情報銀行への提供の「同意」は誰からどのように得るべきか。**
- ② IoTサービス契約者≠情報銀行ユーザーとなる場合が考えられるが、**IoT機器から取得されるデータの情報銀行への提供は情報銀行ユーザーの同意により認められるか。**

(例) 視聴履歴の場合

「放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン（平成29年総務省告示第159号）の解説」 （令和2年10月、総務省）

2-1 受信者情報取扱事業者等（第3条関係）

(5) 視聴履歴

また、特にテレビ受信機を家庭に設置して行う視聴の場合、世帯の複数の構成員の視聴履歴が混在し、必ずしも特定の構成員の視聴履歴ではない可能性があるが、このような場合でも、全て第3条第2号イからホまでのいずれかに紐付いている個人情報であることから、保護の対象となることに留意が必要である。

7-2-1 視聴履歴に係る利用目的の制限（第35条第1項関係）

視聴履歴の取扱いに関する同意の取得に係る具体的な手法については、認定個人情報保護団体が作成する個人情報保護指針や業界団体の自主ルールなど下位のルールにおける詳細な検討に委ねるが、放送特有の事情を踏まえて検討することが求められる。

「放送分野の個人情報保護に関する認定団体指針」 （平成29年7月、認定個人情報保護団体 一般財団法人 放送セキュリティセンター）

第1 図1（抜粋）

視聴関連個人情報

- ・視聴関連情報のうち、個人情報（特定の個人※1を識別できるもの）に該当するもの

※1 特定の個人：視聴関連個人情報、視聴履歴について「特定の個人を識別できる」とは、契約者情報等に紐付くことにより特定の放送受信者等が識別されれば足り、実際に視聴した者が特定される必要はない。

視聴履歴

- ・視聴関連個人情報であって、特定の日時において視聴する放送番組を特定できる情報。
- ・なお、この情報により視聴した放送の受信の契約者等が誰なのか（特定の個人）が識別できれば良く、実際に視聴した者（契約者の家族のうち、誰が実際に視聴したのか等）が個別に特定される必要はない。（視聴の都度、個人情報の提供に関して同意する場合を除く。）

第2 2-3-2. テレビ受信機を世帯で共有している場合の配慮

① 世帯構成員への周知

放送受信者等がテレビを世帯で共有している場合を想定して、取得に係る周知や注意喚起をすること。

（注意喚起の例）

- ・視聴者に対して、同意に当たり、1）契約者等の個人情報の本人が同意を行う必要があること、また、2）サービス利用開始に伴い、世帯の構成員全ての視聴履歴が取得されることを周知し、了解を得た上で同意するよう注意喚起する。

課題の解決策と提案

- ◆ 視聴履歴の例を参考にすると、IoT機器から取得されるデータとは、IoT機器の利用に伴って収集される情報であって、特定の日時における世帯の生活状況（室内環境パラメータ、消費エネルギー等）を特定できる情報を指し、契約者情報等に紐付くことにより特定のIoT機器利用者等※が識別されれば個人情報となり、この場合、実際に当該機器を利用した者が個別に特定される必要はないものとする。

※ IoT機器利用契約の契約者、IoT機器の利用者、IoT機器利用料金の支払者等

課題の解決策

家庭に設置済のIoT機器から取得されるデータを情報銀行で利用する場合、

- ① **かかるデータは世帯の複数の構成員の情報という性質を持つが、IoT機器から取得されるデータの情報銀行への提供の「同意」は誰からどのように得るべきか。**

家庭に設置されたIoT機器から取得されるデータのうち、世帯の複数の構成員の個人情報が混在する情報を利用する場合は、IoTサービス契約者や利用に関し料金等を支払う者が個人情報の本人であり、その者の同意を得る必要がある。また、IoT機器から取得される世帯の構成員全ての個人情報が情報銀行に取得されることを周知し、了解を得た上で同意することが望ましいといえる。

- ② **IoTサービス契約者≠情報銀行ユーザーとなる場合が考えられるが、IoT機器から取得されるデータの情報銀行への提供は情報銀行ユーザーの同意により認められるか。**

IoTサービス契約者≠情報銀行ユーザーとなる場合には、情報銀行ユーザーがIoTサービス契約者の同意及び授権を得た上で、IoTサービス契約者の代理人としてIoT機器から取得されるデータの情報銀行への提供に「同意」する場合には、その提供が認められるといえる。

指針への記載内容（案）

記載箇所：「4)事業内容」の①～③の表の下(枠外)」に、以下一文を追記する。

世帯に設置されたIoT機器から取得されるデータを利用する場合には、世帯の複数の構成員の個人情報が混在することが想定されるため、同意を求めべき相手方の特定や世帯の他の構成員の意思の取扱いについて考慮する必要がある。その詳細な方法については、認定団体が定める基準を遵守すること。

※IT連盟の「審査チェックシート(審査基準)」に上記解決策を記載する。